

学校の対応の改善について（受付日：令和7年5月26日）

Q 昨年度末、学校外での子どものトラブルについて学校に相談したところ、学校外の出来事であるため対応できないという回答だった。

一方で、いじめ防止対策推進法に基づいて、子どもや保護者に寄り添った対応をしている学校もあると聞き、不信感を抱いている。

小中学校に対して、いじめ防止対策推進法を遵守し、子どもや保護者に寄り添った対応をするよう指導してほしい。

A このたびは、学校の対応が不十分であったことについて心よりお詫び申し上げます。

ご指摘のとおり、いじめ防止対策推進法により、学校は児童生徒の安全安心な教育環境を確保する責任があります。学校外で発生した事案であっても、安心して学校生活を送れるよう対応する必要があります。

今回のご意見を真摯に受け止め、学校と教育委員会との連携をさらに強化し、保護者様のご意向を尊重しながら、迅速かつ適切に対応してまいります。

今後も、教育委員会は、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりに努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、学校の対応に対してご心配な点等がありましたら、教育支援課までご連絡いただきますようお願いいたします。

教育委員会 教育支援課